

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金）について

令和3年11月25日

（福）備前市社会福祉協議会

本資金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対し、当座の生活資金として貸し付けるものです。

申請期間 令和4年3月31日（木）まで（当日消印有効）

〈備前市社協からの送付書類〉

借入申込書、借用書、重要事項説明書、収入の減少状況に関する申立書、各種記入例（4枚）、確認チェックリスト、一時的な資金の緊急貸付に関するご案内、償還免除のご案内

○提出いただく書類

【申請書類】 各書類に捺印等が必要になります。

- 借入申込書
 - 借用書
 - 重要事項説明書
 - 収入の減少状況に関する申立書
 - 確認チェックリスト：郵送する前に必ず確認して同封ください。
 - 必要な書類3種類（裏面参照）
- ※郵送申請の場合、コピーをお取り下さい。

【必要な書類等】 3種類 (①②③)

①住民票原本：

世帯員全員が記載されたもの／借入申込者と住所が一致／マイナンバーの記載がないもの

②本人確認書類のコピー：つぎのいずれか 1 点のコピー ※借入申込書の住所と一致

(自動車運転免許証／パスポート／マイナンバーカード／健康保険証／在留カード (特別永住者証明書) ※外国籍の方必須、コピーが必要)

③通帳又はキャッシュカードのコピー：

貸付金を送金する金融機関口座 (申込者名義に限る) のもので、表紙と 1 ページ目 (表紙を開いたところ)

○申請にあたっての留意事項

- ・「申込書」「借用書」「重要事項説明書」「申立書」の記入にあたっては、記入例をご覧ください。
- ・来所申請される場合は、体調に留意し、マスク着用でお越しください。
- ・郵送される書類においては、ご自身用にコピーを取り、できるかぎりレターパック、簡易書留など追跡可能な方法でご送付ください。
- ・書類到着後、電話等で記入内容等の確認をさせていただく場合があります。
- ・記入いただいた書類において、不備や不足があった場合、訂正や再送付、追加書類のお願いをする場合があります。

書類送付先

〒705-0022 備前市東片上126

(福) 備前市社会福祉協議会 緊急小口担当 まで

☎ 0869-64-3033 (本所)